

静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する 条例の一部改正案について、皆様のご意見を募集します。

静岡市自治基本条例第25条では、「住民投票」の実施について定めています。

「住民投票」とは、市政の特に重要な事項について、広く市民の皆さんの総意を的確に把握するために実施することができるもので、市長の発意によるもののほか、住民の請求によるものを規定しています。

また、住民投票の実施請求ができる人の年齢に関しては、本市では、直接請求について定めた地方自治法第74条の規定に倣い、年齢20歳以上と定めています。

今回の改正案は、公職選挙法の一部が改正され、選挙権を有する方の年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、住民投票の実施を請求できる方の年齢要件を20歳から18歳に改めるものです。

1 改正の背景及び趣旨及び施行の時期

別紙1「静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する条例の一部改正案について」のとおり

2 意見募集期間

平成27年12月11日（金）から 平成28年1月12日（火）まで

3 配付資料

- ・別紙1「静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する条例の一部改正案について」
- ・別紙2「静岡市の住民投票実施請求に関する流れ（イメージ図）」
- ・意見応募用紙